

令和6年第3回平取町議会定例会（開 会 午前9時30分）

高山議長

皆さん、おはようございます。ただいまより、令和6年第3回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。只今の出席議員は、9名で定足数に達していますので、会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、3番松澤議員と4番木村議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、6月19日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長より報告をお願いいたします。3番松澤議員。

3番
松澤議員

はい。本日招集されました令和6年第3回町議会定例会の議会運営等につきましては、6月19日に開催しました議会運営委員会において協議し、会期については、本日6月26日の1日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

高山議長

お諮りします。ただいま、議会運営委員長より報告ありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、令和6年2月分、3月分及び4月分の出納検査の結果報告があり、その報告書をお手元に配付しております。次に、教育委員会より令和4年度平取町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。次に、日高西部消防組合議会、平取町外2町衛生組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。次に、郵送による陳情、閉会中の諸事業について、配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了いたします。

次に、日程第4、行政報告を行います。平取町教育行政に関する報告について、教育長。

教育長

それでは、平取町教育行政に関する報告をいたします。初めに、小中学校の現況についてご説明申し上げます。令和6年度町内小中学校の入学式は4月6日、8日に実施されました。6年度における児童生徒数は、小学校5校あわせて215名、中学校2校で115名、合計で330名となっております。このうち、特別支援学級の入級者は小学校11名、中学校7名となっております。教職員体制としましては、校長3名、教頭3名が新たに赴任しております。あわせて、一般教職員についても異動がありましたが、児童生徒及び保護者、地域とも積極的に信頼関係を構築することに努め、各学校における指導体制は築かれてい

るところであります。町単独採用については、小学校に時間講師が1名、特別支援教育支援員については、小学校5校、中学校1校において、あわせて13名を配置し、また、外国語指導のALTについては2名を配置しております。また、今年度からスクールカウンセラー1名、スクールソーシャルワーカー1名を採用し、特別な配慮が必要な児童生徒の状況の把握と、具体的な支援方法を、専門的な知識を持つものとして、学校や保護者に対しアドバイス等を行っているところです。全国学力学習状況調査につきましては、4月18日に実施され、小学校6年生と中学校3年生が参加しており、小学校は国語、算数、中学校は国語、数学の2教科で実施されました。各校は、全ての児童生徒が確実に学習の内容が理解・定着できるよう、授業改善、家庭学習の推進、ICTを活用した学習など、学校改善プランの見直しについても、取りかかっているところであります。なお、詳細な結果が国より公表され次第、議会にもご報告いたします。また、町独自に行っております標準学力調査につきましては、同日において、全ての小中学校で実施し、小学校2年生から5年生、中学校1、2年生が受けており、その結果をもとに課題等の分析に役立てているところです。次に、各学校の教育活動についてであります。新型コロナウイルス感染症が、昨年の5月、5類に移行して以来、コロナ禍以前の学校に戻っており、子ども達は、制限のない、安心して充実した学校生活を送ることができるようになり、活気づいています。中学校での体育祭、小学校における運動会につきましても、コロナ禍前の内容に戻り、来賓の案内や、保護者等の人数制限もすることなく、多くの保護者や地域の方々の応援を受けながら、6月16日までに無事終了しました。また修学旅行については、小学校は合同で1泊2日で札幌方面、平取中学校は2泊3日で仙台方面で実施し、事故等もなく終了しています。次に公営塾「びらとり義経塾」につきましては、今年度、5月21日現在、中学生59名、高校生23名が登録し、受講が始まっている状況であります。中学生の56.6%、高校生の74.2%が通塾している状況であります。社会教育におきましては、小学校の放課後の居場所づくりとして実施している「放課後子供教室」を紫雲古津、二風谷、貫気別地区で今年度も開設し、活動しております。また、振内、本町2地区で開設されております高齢者大学につきましては、4月25日に入学式が行われ、月1回程度のペースで学習活動を行っております。社会体育では、遊びを中心とした「体力づくり」、「リトルラビッツスポーツクラブ」を、本町、貫気別、振内地区で行っており、多くの児童が参加しております。文化財課におきましては、博物館など全施設が開館しております。博物館では、5月末までに4408名が訪れ、また、沙流川歴史館で企画展「写真で見る昭和のびらとり」を開催し、移動展も行っております。また、6月23日に、「マンロー先生を偲ぶ会」を二風谷旧マンロー邸前庭で実施しております。図書館についても、4月1日から通常開館しているところであり、移動図書館や出張図書館、団体貸出し、映画上映会なども例年どおり実施しているところでもあります。最後に、「振内中学校」と「部活動の地域移行」の現状と今後につ

いてご説明いたします。振内中学校は、4月から1、2年生が複式学級となり、スタートしています。授業につきましては、複式になっても小学校とは違い、昨年度までと同様に学年ごとに実施されていますが、体育祭等の行事については、教員数が減ったことから、保護者や地域の協力によって実施されております。昨年7月から、「これからの学校を考える会」を組織し、保護者や地域住民と「子ども達にとって最適な学校とは」、「大規模の学校のメリット・デメリットは」などのテーマを設け、保護者、住民の多くの方の意見や考えを聞くためにワークショップ形式で5回、中学校版を1回実施しました。その後、2月から4月にかけ、「振内中学校のこれから」をどのように考えるかの記述アンケートを、保護者、地域住民対象に実施しております。今後、アンケート結果や、実際に複式学級を経験した生徒や保護者、また、その姿を見守る地域住民からの感想等を聞き取り、今年度中に教育委員会としての方向性を示せるよう考えております。次に、部活動の地域移行に関わってですが、現在、文部科学省、北海道教育委員会から、生徒減少による部活動数の減少や、教員の働き方改革による負担軽減などを理由に、令和7年度までに、休日の部活動から段階的に地域移行する基本方針が提示されております。平取町としても、北海道教育委員会が示す基本方針をもとに、昨年度、スポーツ文化連盟の関係者、中学校校長などで、「検討委員会」を組織して協議を進めております。今後、スポーツ、文化連盟、保護者、地域住民、生徒を対象とした説明会を実施し、部活動地域移行に向けての国、北海道の動向や内容、課題等を理解していただき、多くの指導者や協力者を募り、平取町として組織づくりを進めていく必要があります。多くの課題が山積しており、平取町だけでは解決していけないところもあることから、今後は、近隣町とも協議、協力しながら、部活動の地域移行の準備を進めて参ります。その他にも、各担当におきまして、年間事業計画に沿って事業を実施してきているところでございます。以上、本年4月からの教育行政に関わる報告とさせていただきます。

高山議長

以上で行政報告を終了いたします。

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項は、お手元に配付したとおりであり、この順序により指名をいたします。初めに、3番松澤議員を指名いたします。3番松澤議員。

3番
松澤議員

はい。3番松澤です。さきに通告してありました、災害時等長期停電における在宅人工呼吸療法等を行っている方への支援について伺います。居宅において、人工呼吸器や在宅酸素を使用している患者にとって、電力供給の停止がそのまま生命の危険に直結する恐れがあるため、災害時の電源確保は重要な問題です。厚生労働省の医療施設等設備整備費の国庫補助の中に、在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業があります。これは、平成30年北海道胆振東部地震において対応に苦慮したため、長期停電時において、自力での移動が困難な在宅患

者の使用する人工呼吸器が稼働できるよう、当該患者を診ている医療機関に対して、簡易自発発電装置等の整備経費の一部を支援し、停電時に患者に貸し出せる体制の整備を図るという事業でございます。このことについての現状と課題という資料によりますと、災害時による長期停電時においても、居宅において人工呼吸器や在宅酸素を使用している患者が安心して療養を続けられる環境を整備する必要があるとなっております。また、今回のような、今回のつていうのは30年のですね、東部地震のことですが、長期停電時において、在宅人工呼吸療法等を受けている患者についての一元化された患者情報がないため、安否確認等に関して、難渋することがあったなどとなっております。そのことに対する論点でございますけれども、在宅人工呼吸療法患者等について、難病や障害等の申請要件にかかわらず、平時から必要に応じて、患者情報（氏名、住所、使用している機器に関する情報等）をリスト化し、災害時に活用できるような対策を講ずるべきではないか。同様に、居宅で人工呼吸器等を使用している患者については、日頃から必要に応じて非常用電源や医療機器との連携などの整備が必要ではないかとなっております。支援の必要性を重視してきた補助事業であると考えます。平取町でも、このような、自宅で療養している方へ考慮した事業を進めてはいかがと思いますが、どうでしょうか。

高山議長

病院事務長。

病院事務
長

はい、お答えいたします。ご質問のありました件に係る、町内における対象患者数についてですが、病院のほうで把握している数値としましては、在宅人工呼吸器患者数は、現在のところ0名、在宅酸素療法患者数は6名ということになっております。災害時における在宅酸素療法を実施している方の安全確保については、今、議員のご質問にあったとおり、平成30年の胆振東部地震の際に、在宅酸素療法等をしている方の電源確保ができなかったことから、震災後に静内保健所のほうが中心となりまして、対象患者の災害時における各医療機関への受け入れ、平時からの準備について、正式に依頼されたところでありまして、今回の保健所からの依頼につきましては、在宅酸素療法等の患者に対しまして、胆振東部地震のような長時間停電した場合、札幌や苫小牧などの遠隔地に主治医がいて、最寄りの医療機関に患者様の診療情報がなく、自力で電源が確保できない方が、あらかじめ、主治医より診療情報提供書を記載してもらい、最寄りの医療機関に提出することにより、災害時などの長時間停電時に、患者が安心して最寄りの医療機関で治療や診療を受けることができる体制を構築したものであります。ご質問にありました在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業についてですが、現状では、町内では在宅で人工呼吸器をしている患者さんはいない状況であります。保健所からの依頼、指導もありますし、在宅酸素療法等の患者様と同様に、災害発生時には、最寄りの病院に避難していただいたほうが医師の診察も受けられますし、治療も継続的に行えることから、病

高山議長

院としましては、今後も 静内保健所と連携して、大規模災害発生時の対応としましては、まずは、病院に避難していただくということを考えておりますのでご理解いただけますようお願いいたします。以上です。

3 番松澤議員。

3 番
松澤議員

はい。保健所が入ってきているということですね。それもちょっと調べてまして、在宅酸素療法及び人工呼吸器療法をしている方の災害時の備えということで、対象者の把握と災害時要援護者リストの作成、難病患者、家族への普及啓発教育などということも、盛り込まれておりました。その取り組みがきてますけれども、町立病院でも患者さん家族への普及啓発について行われているということ私確認しております。やっけていただいているようです。私は在宅酸素療法を行っている方は知っていましたが、人工呼吸器療法を行っている方は、ほかにいるかはちょっと存じませんでした。が、まず 0 人ということで、現在、平取町では不可能な要望だったとは思っております。それで、これから出るかもしれない、もしかして訪問介護なさるとすれば、それが出来得る療法なのかもしれないってことは感じておりますので、そこも頭の中にちょっと入れていただいて、考えていただきたいと思います。現在うちの町では対象者の把握と、災害時の要援護者リストの作成はどうなっているのかなと思っております。先ほどの論点でありましたように、日頃からそういう情報を把握していますと、何かあったときにすぐ対応できる、どのような対応が必要かということが分かると思うんですけども、できていないのであれば、調査してはどうかと思いますが、伺います。

高山議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

はい。ただいまの質問にお答えしたいというふうに思います。今の避難行動要支援者名簿のほうでも在宅酸素ですとか、人工呼吸器の実態を把握して、電源確保等に努めるべきではないかという趣旨かと考えますが、今現在ですね、まず、要支援者名簿なんですけど、条例で定めるところで、例えば、要介護認定、介護度が 1 以上の方ですとか、手帳でいうと、身障手帳でいうと 1 級、2 級の交付を受けている方ですとか、療育手帳 A の交付を受けている方、75 歳以上の老人で住まわれている方ですとか、幾つか抽出要素が条例で定められています。それによって住民基本台帳のシステムですとか、要介護認定のシステムと連携をして、毎回、最新の対象者がどれぐらいいるかっていうのを把握できるようなシステムが、町のほうでできています。直近で出したものでいくと、4 月に出したものを確認すると、全町民のうち、今言ったような項目に該当する方が 821 人いるという結果になります。ただこの中で今現在、在宅酸素をしている方が反映されるようなシステムにはなっていないということと、既存のシステムで、今、800 人の名簿ができるようなシステムの中に入れるとい

うのは難しいかと思います。なのでその辺を把握しようとする、関係部署と連携して、個々に、その状況を把握していくしかないかなというふうに考えております。その上で電源確保が必要なのか、あとは医療機器メーカーと多分直接やりとりをして、在宅酸素してしまっていて、しまっていてとか、そういう利用の方もいらっしゃると思うんですね。そういう方は多分6名ということで、把握できていない実態もあると思うので、どこまで要支援者名簿とひもづけられるかっていうのは難しい課題もあるんですけど、そういった状況をすり合わせして関係課と協議するなど、検討はしたいなというふうに思います。以上です。

高山議長

3番松澤議員。

3番
松澤議員

はい。先ほども申し上げましたが、その論点の中に難病や障害等の申請要件にかかわらずっていうことがありますので、そこで把握している数字っていうので、そこに当てはまるかどうかっていうことなので、たったといたらあれなんですけど6名なので、できれば、調査していただきたいなって。そこをまた別のものとして、盛り込めるかどうかということも検討していただきたいなっているのは思っております。そうしてくださるというような答弁だったと思っております。はい。それで次ですけども、今までは医療機関に整備することを、っていう話でした。そして何かあったら、医療機関のほうへというのと、あと医療機関の方たちが出向くってというようなシステムだと思いますけども、今まで、そういうことに対してちょっと聞いていたんですけども、患者の自宅で在宅酸素療法及び人工呼吸はいないということだったので、している方の備えとして、電源確保について伺います。自治体独自で在宅で人工呼吸器等を、在宅酸素療法も含みますが、使用する障害のある方に、非常用電源装置等の購入費用を助成しますという取り組みをしているところがあります。これは補助金が出ないようなので独自でやっていると思うんですけども、何か所か自治体があるようなんですけども、私が調べたのは札幌の例なんですけども、札幌の例によりますと、先ほどから申しましているように、胆振東部地震の後、障害のある当事者や関係団体から様々な意見要望があった中、特に在宅で人工呼吸器や酸素濃縮器が使用できなかったことから、これらの医療機器を稼働させることができる発電機等の購入にかかる助成を求める声が多く寄せられ、対象の方1300人に災害時の電源確保に関するアンケートを実施し、非常用電源装置等の購入費用を助成する事業を実施していますっていうのは、札幌でやっていることなんですね。それで人口規模は随分違いますけども、少なければなおさら把握ができるのではないかと思います。災害など、本当にいつ起こるか、どの程度か分からないことですけども、医療施設に助けを求めに行くことができるのか、職員が自宅まで行くことができるのか、いろんな状況が想定されます。災害時は職員の方が本当に動くことになると思います。昔、道路が遮断されて、山超えをして酸素ボンベをその家に届けたっていう話があります。その

記憶もあります。それって本当に何かあるときに職員の方が右往左往しながら、大変な時期にこういうこともきっとやってくれるんだと思いますけれども、今後、そういうことの負担をなくすっていうことにもつながると私は思っておりますので、今後対象になる方の調査をし、把握し、最悪の事態に備えるためできることをしておくべきと思っておりますので、平取町でも非常用電源装置等購入費用の助成を行ってはいかがと思っておりますので、伺います。

高山議長

町民課長。

町民課長

はい。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。ただいまですね平取町では日常生活用具等給付事業におきましては、非常用電源装置等の助成は現在対象となっていないため、酸素濃縮器などを利用している方へ、今後につきましては、アンケートとか聞き取りを行いながら、また、道内で先ほどお話のあった札幌市のほか、江別市、帯広市、北広島市でも実施していることから、この先行事例を参考にしながら今後、対象となるように検討を進めさせていただきたいと思えます。以上でございます。

高山議長

それでは松澤議員の質問は終了いたします。

次に、通告のありました崎廣議員の質問は、本日、議員が欠席しておりますので、平取町議会会議規則第59条第4項の規定により、通告は失効いたします。次に、9番四戸議員を指名いたします。

9番

議長。

四戸議員

高山議長

9番四戸議員。

9番

四戸議員

はい。9番四戸です。崎廣議員が今日、休んで私が最後の質問者となりますが、皆さんが理解できる答弁をよろしく願いいたします。質問につきましては通告のとおり、災害に強いまちづくりをどのように町として進めているのか、という質疑を4点に分けて質問いたします。森林の破壊等などで、地球の温暖化は年々深刻になってきております。今年度も豪雨や暴風、猛暑の季節に入って参りました。防災に関しては、意識的、自覚的に町民の防災に対する意識を高めていかなければならないと私は思っております。そのような思いで1点目の質問に入りたいと思えます。平取町地域防災ガイドマップについては、防災計画を見直し、新たなマップが町民に配布されてから10年近く経過しております。このマップについては、私なりに、今回も30人近い町民にお聞きしました。その結果ですが、9割の町民の方から、マップはいただきましたがどこに置いてあるのかわからない、という町民がほとんどでございました。私は、町民の方がよく理解し、よく認識していなかったと思えました。以前の質問に対して

まちづくり課長からの答弁で、計画的に防災マップを絡めた啓発事業を進めていくとの答弁がありましたが、その事業がどのような方向性で進めているのか、まず伺いたいと思います。

高山議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

はい。ただいまの質問に答弁したいと思います。まず防災計画については、毎年見直しを行っています。防災ガイドマップについても最新の情報にデジタルデータのほうの更新は行っているという形になります。ガイドマップが10年以上配られていないというお話だったんですけど、確か直近で、最新のものは平成29年に、冊子のものは整備したというふうに記憶しておりますので、その時点が町民全体に冊子を配ったということでは最後になっているかというふうに思います。前回の質問の際には、土砂警戒区域に絡めてですね、ハザードマップの更新の話、調査の話と絡めてだったというふうに記憶しておりますけれど、ハザードマップでまず警戒区域を明確にして、それをお知らせするというところでお答えをしたと。それを使った啓発ということをやっていくということで、そういった趣旨で答弁したと思います。それに関しては、先ほど申し上げたとおり、デジタルデータのほうは更新をさせていただいております。最新の土砂警戒区域等、直近で道が告示したものも全て反映したものを、ホームページのほうでは確認できるような状況になってはいますが、まだ今、15箇所ほどですね、2年ほど前に土砂警戒区域等が増えたんですが、そこが直ったものをですとか、あとちょっと記載が誤りがあったものとかをその時点で若干修正はしたんですけど、そのものをまた各戸数分ですね、冊子にして配布するところはまだ出来ていないというような状況となっています。ガイドマップについては以上です。啓発事業に関しましては、主催事業の定例化を図ってきております。シェイクアウト訓練と地域防災セミナーを毎回開くということで、主催事業としています。それとほかの啓発事業としては、協力事業、職員派遣事業ということで、防災学級、防災学校、こちらのほうに職員を派遣してですね、学校から防災学級・学校の要請があればお手伝いをしているという形になります。振内中学校とかはですね、毎年、町と連携して防災学級を開催しているということになってはいて、その時に、最新の防災ガイドマップ等は生徒等に配布しているという状況になっています。そのほかの学校についても定期的にお声かけをいただいて、学校によってはですね、色々趣向を凝らしてですね、毎年町とではなくて、消防とやったりですとか、道にお願いしてDoはぐをやったりとか、色々やっていますので、必ずしも防災学級が町と一緒に開催されるわけではないんですけど、大体、毎年2から3校の防災学級には、うちのほうで協力をして、何らかの授業をやらせていただいている形です。昨年は北海道の防災総合訓練が日高管内で実施されて、広域連携ということをおっしゃっておりますので、ここは立候補をさせていただいて、日高町との広

域、避難訓練を平取町で開催ということでやらせていただきました。そのような形で防災学級等を中心にですね、ガイドマップの活用というのはそのような形で行っているということと、配布はできていないんですけど、デジタルデータについては常に直近で最新のものにしているという状況になります。今後、このガイドマップを更新して配布するということにつきましては、なかなかですね、この後地球温暖化っていう話が先ほど質問の冒頭にもありましたけど、河川整備計画の見直しがおそらく控えているというところがあって、治水計画のほうも変わってくると思います。それと、ガイドマップで重要な要素であるですね、浸水想定区域もこの後大きく変わることが見込まれるので、なかなかですね、ガイドマップを今の状況のものを、地域住民全体に配るっていうところが難しい状況になっていますので、今のところは最新データをホームページで確認いただくというのが、1番良い状況かなと考えておりますので申し添えたいと思います。以上です。

高山議長

9番四戸議員。

9番
四戸議員

マップについては今の課長の答弁で啓発事業は進めているなという、私なりの確認は出来ましたので、今後もこのことについては、進めて行っていただきたいと思っております。災害から町民を守ることからも、大事なことです。そんな思いで2点目の質問に入りたいと思います。町も大きな災害から相当年数が経過しております。町長が執行方針で言われているように、町民の生命、財産を守るのは、これは町の責任です。町も、過去の大きな災害から相当年数も経過しており、町民も職員の方も、災害に対しての危機管理意識が薄れているのではないかと思います。防災意識を高めるため、町はどのような対策を考えているのか。また、災害が発生した時に、職員に対しての初動マニュアルが発動されると思いますが、現在、職員に対してどのような指導がなされているのか、伺いたいと思います。

高山議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

はい。ただいまの質問にお答えしたいと思います。まず、危機管理意識の希薄化っていうところですね、お話あったと思うんですけど、どうしてもやっぱり防災意識っていうのが、災害に実際に被災した後っていうのは、どうしても希薄化していくというところになると思います。なので、ご質問の趣旨にあるような啓発事業をしっかりとやっていくということがまず大切なところかと思っておりますので、定例化して行っているような事業に加えて今年はですね、振興局とも協力して、防災訓練が出来ないかということでちょっと協議を進めているところなので、そういったものが実現できるようにしっかりと進めたいというふうに思っています。あと防災意識の希薄化と合わせてですね、本議会等での質疑

等でもあるように、地域のコミュニティ力の低下っていうか、例えば自治会活動が少し停滞しているですとか、そういったことはですね、直接、コミュニティ力の低下、この防災の際にですね、有事の際に地域単位で機動していただくというところでは、自主防災組織として大切な自治会の働きが弱まっているというところについては、そこをですね、しっかり重要性を考えて再構築していく、という啓発をしていく必要があるかなというふうに考えております。そういったことを進めながらですね、しっかり取り組みを進めていきたいということで考えているということで、答弁としたいと思います。以上です。

高山議長

9 番四戸議員。

9 番
四戸議員

今のですね、1 点目、2 点目の質問に絡んでくることだと思いますけれども、3 点目にですね、統合型GISについて聞きたいと思います。これも以前質問した時に、個人情報の関係がありまして、その協定を結ぶ作業を随時やっている段階だという答弁、コロナのこともございましたが、それで、現在はですね、どのように整備されてきているのか、このことについて伺いたいと思います。

高山議長

まちづくり課長。

ま ち づ く
り 課 長

はい。お答えしたいと思います。すみません、先ほど、その前の質問で初動マニュアルのことにも触れられていて、ちょっと答弁、漏らしていたかと思うので。初動マニュアルについても毎年ですね、この6月の出水期に必ず見直しを行っています。それを職員全体に諮って、共有するという作業をしていて、今年もそれを既に実施しているということでご報告したいと思います。それと3点目の統合型GISシステムの関係なんですけれども、先ほど松澤議員の質問の時にもちょっと触れたんですけれども、まずシステムで要支援者名簿が自動的に抽出されるような、要綱、条例に決まっている内容のものが抽出されるようになっていまして、それが統合型GISということで、地図にも反映されて、見える化ができるようになっているというのがうちの町の基本のシステムになります。ただこの段階ではですね、当然要支援者ということで、支援が必要な方の名簿に基づいたデータということになります。それをですね、その人を実際に有事の際に誰が助けるのかっていうところをやっていく作業が必要になってくるということになります。そのためにですね、そこを進めるためにまず、その名簿を活用できる方ということで、そういった団体とまず協定を結ぶという条例の決めになっていますので、こちらの協定については全て終了しているような状況となっています。消防、警察、社協、民生児童委員、あと自治会、町内会といった自主防災組織、それとその他町長が認める機関ということで、当町はここを自衛隊というふうにして協定を結んでいます。ここには毎年名簿を提供するという形になっています。具体的に、支援が必要な方を誰が助ける

のかっていう部分については、取り組みとしては昨年ですね、民生児童委員の会議のほうで趣旨を説明させていただいて、協定を結んでいることも確認をさせていただいたうえで、民生児童委員の皆さんが考える支援が必要な方を名簿に照らして、この方が実際、有事の際は助けに行けるんじゃないかっていうことをひもづけるという作業をやっていただきました。一応ですね、昨年の12月ぐらいまでにということでお願いしたんですけど、なかなかちょっと作業が難しいということで、この3月ぐらいにやっとできて、そのベースのものができてきました。我々の計画としてはですね、さらにこれを自治会なりにおろしてですね、民生児童委員が考えた支援者と援護者のひもづけのさらなる精度を上げるっていうかですね、そういう作業を自治会にお願いしようかという計画でございましたけれども、昨年もですね、なかなか自治会におろすとですね、また1年以上多分かかってしまうっていう状況が、最近の自治振興会で色々調査をお願いしてもそういう実態があるので、なかなかそこを今どうしようかっていうことを検討しているというところです。一旦、この民生児童委員に考えていただいた要援護者マップみたいなものを皆さんにお示しして、またちょっと、お知恵を借りるようなことになるのか、ちょっと検討している最中といったところになります。進捗状況については以上です。

9 番
四戸議員
高山議長

はい。

9 番四戸議員。

9 番
四戸議員

課長には申し訳ございませんけれど、今の答弁では全然進んでいないんじゃないかなというふうに私は思っております。さっき社協等には協議して、できているような話でございましたけれども、私、今朝、社協に行って聞きましたら、そういう名簿は、荷葉地区との協定ではよくできているが、ほかは全然何もできていない状況だというふうに伺っております。結局災害時にはそういう障害者や高齢者、子どもたちが巻き込まれていくわけですから、そういう緊急時に社会福祉協議会や、平取福祉会、今、自治会との連携もはじめての答弁ではできているようなことを言っているんだけど、何もできていないなというふうに聞き取れました。今後ですね、やはり福祉会にしても、やはり自治会を中心とした、やっぱり機能ができるように進めていくべきではないかというふうに思っておりますが、その辺、課長、もう一度答弁お願いいたします。

高山議長

まちづくり課長。

ま ち づ く
り 課 長

はい、お答えしたいというふうに思います。まず、要支援者名簿については、社協ですとかそういったところに全て配付はしてあります。で、答弁申し上げたとおり、そこに載っている要支援者を助ける方ですね、要援護者を助ける援

護者の方がですね、全体に行き渡っていないっていうのが、3月に民生児童委員からたたき台が出てきたというところなので、今、四戸議員がおっしゃっていただいたとおりで、そこが協定先ですとか、福祉会っていう言葉がありましたけど、施設に行く必要があるかはちょっとあれなんですけど、その全体にはですね、まだこういう要支援者と援護者の結びつきっていうのは、周知されていないというのはご指摘のとおり、事実だと思っております。それをこれからどのようにお示ししていくかというのを検討中というところで答弁したというところなので、この条例に謳っている自治会ですとか、民生児童委員っていうところ、それと社協っていうあたりがやはり、今、四戸議員からもあったとおり、町内で実際に支援者と要支援者を結びつけるという作業は、この三者ぐらいが特に必要になってくると思います。消防、警察、自衛隊あたりは本当に有事の際に、名簿を一緒に持っていることで助けていただくっていう役割で、実際に普段、備えとして名簿を高めていくみたいな作業は、社協や民生児童委員、自治会とやっていたいかなければ駄目だと思っております。その第1弾として今、民生児童委員が作ったたたき台が出てきたと、3月に出てきたっていうところで、これから進めたいというところなので、ご理解いただければと思います。

高山議長

9番四戸議員。

9番
四戸議員

はい。このことについては、今後もきちっと機能できますように進めていただきたいと思います。次にですね、4点目の質問に入ります。毎年、大きな雨が降ると法面の崩壊等で多くの犠牲者が出ています。平取町においても土砂災害警戒区域が44箇所ほどあり、そのうち特別警戒区域が17箇所ほどあると思いますが、北海道への要望活動についてでございますが、どのようにこの危険箇所の整備をするのに、要望されているのか伺いたいと思います。

高山議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

はい。お答えしたいというふうに思います。まず、土砂警戒区域等特別警戒区域は、今の質問の中で示していただいたとおりでございます。道のほうで44箇所、それと特別警戒区域のほうで17箇所あるという状況になっていて、最初の質問にお答えしたとおり、地滑り等は可能性がある区域については、ハザードマップに落とし込んでいるというのが今うちの状況になっています。これは道が指定するものでございまして、今現在で、指定数が全道で土砂災害警戒区域が1万1760箇所、特別警戒でも8034箇所に上るという状況になっています。この指定の根拠がですね、土砂災害防止法ということで、土砂災害、崖崩れ、土石流や地滑りから国民の生命や財産を守るということで位置づけられているものなんですけど、道の考え方としては、まずはここに新しい住宅が建つとか、そういう一定の開発行為の制限、それと、さらにここのですね、

そういったところに施設整備をしないっていうような、ソフト事業として示されているものであるっていうのがまず前提としてあります。その中でもやはり、今、要望状況ということだったんですけど、ただ、そういったソフト事業を行うということで道が指定しているものなんですけど、やはりその危険と思われるところについては、町としても必要に応じて要望していく必要があるというふうに考えております。今、実際にですね、土砂警戒区域のうち平取町で道において砂防事業が行われたのが、土石流で指摘があるユオイ沢川っていう所、二風谷地区のユオイ沢川のところが指定をされていて、その砂防事業が行われていまして、砂防堰堤が1基と溪流保全工が行われていると、これが道によって整備されているという状況になります。土砂警戒区域ではないんですけど、うちの要望等に関わってですね、5溪流について管内では整備をしていますということで道の見解が示されておりまして、オバウシナイ川ですとか、タウンナイ川、池売川あたりの砂防堰堤ですとか溪流保全工は、こういったことを視野に入れた関連工事となっていますということで、答弁を受けているということになります。うちの要望としては特にオバウシナイ川ですね、浚渫ですとかは、建設管理部への要望とかでも上位に上げて、検討を進めていただいているという状況になっています。以上です。

9 番
四戸議員
高山議長

はい。

9 番四戸議員。

9 番
四戸議員

私も議員として恥ずかしいんですが、その危険箇所の44箇所、特にそのうち17箇所か19箇所ある特別警戒区域、これ全然見たこともない。オバウシナイは整備されてきていますからわかっているんですけども、今後、その箇所を議員として見ていきたいというふうには思っております。今後ですね今、課長が、これは法面の崩壊については北海道のことだとは思いますが、これはうちの町にある危険箇所のことを言っているので、特に危険だなと思う所は、やはりしつこいぐらい道に要望していただきたいと思います。これに対しての答弁は要りません。それでですね、最後の今日の質問になりますが、副町長にお聞きしたいと思います。先ほども言いましたが、町長も執行方針で言われているように、町民の生命、町民の財産を守るのは町の責任です。災害には豪雨、暴風、猛暑、地震等など、色々な災害があります。本当に災害に強いまちづくりについて、どのように副町長は考えているのか、聞いて最後の質問といたします。

高山議長

副町長。

副町長

はい。それでは四戸議員の質問に対してお答えをしたいと思います。まず強い

というところでいくと、しっかりと備えるということだと思っていますけれども、まちづくり課長からの答弁もあったとおり、今年3月ですけれども、河川整備方針の見直しが行われまして、今後において河川整備計画であったり、地域計画の変更もされるということとなっていて、浸水想定区域等も変更になる可能性が高いという状況になっています。また平取ダムの完成によって、沙流川流域の治水対策は更に強化されていますけれども、気候変動による降水量の増加により、洪水発生頻度は2倍というふうに言われています。平均気温が2度上がれば降水量も上がって洪水も2倍、それが4度上がれば洪水の発生率は4倍とも言われているという状況です。また一方で、想定される千島海溝と日本海溝沖の巨大地震については、昨年の防災セミナーで北大の地震火山研究観測センターの高橋先生が言われてましたけれども、大きな特徴というのは地震の揺れが長いと、震度5以上の揺れが3分から5分というような特徴というふうに言われています。平成30年の胆振東部地震では1分弱ということですので、そういう揺れが3分から5分というのは非常に想像できないというか、どれぐらいの揺れなのかと、揺れの長さかなと思っています。沿岸部はどちらかというと津波ということですが、うちの町の場合には、この揺れにどう対応できるかということになるかと思っています。この自然災害に対する防災体制の強化は非常に重要だと思ってまして、重要なことは町民から犠牲者を出さないということだと思っています。地震などは突発的なものなので、自分を守る行動を徹底していただくということや、洪水についてはある程度起きるまでの時間があるということなので、詳細な気象情報が入ることから、今まで蓄積した沙流川流域のタイムラインによる行動で、適切な指示、避難指示をしていきたいと思っています。特にまた防災訓練、これは非常に重要だと思ってまして、日高管内でも特に津波の関係でいけば、定期的に避難訓練が行われているという状況となっています。先ほど言われたとおり、今年度の町長の執行方針の中でも、特に、各地域での防災訓練も積極的に実施をするということにもなっていますので、なかなかコロナ禍で規制もありましたけれども、5類になって、実際に避難行動をしていただくことは重要だと感じていますので、先ほど、まちづくり課長の答弁があったとおり、今振興局とやりとりをして、実現に向けて取り組んでいけると、できれば、取り組んでいきたいというふうに考えています。また防災のガイドマップについては、まちづくり課長の答弁にもあったとおり、それぞれ浸水想定区域の変更も及ぶということなんですけれども、子どもたちへの教育はしていますけれども、なかなか一般の方への周知というのはしていないというところもありますので、その辺も意識づけとして、防災・減災のポイントとなるその時期的なことも含めてですね、情報の発信なども必要かというふうに思っています。また町民への意識づけのほかに、公共施設の防災対策も非常に重要だと思ってまして、巨大地震への対応となりますけれども、役場庁舎については移転とは言っても、具体的にいつというスケジュールは決まっています。現在の防災計画では、本庁舎が使用できなくなった場合にはふ

れあいセンターびらとりが代替庁舎となっていますけれども、被災した場合を想定した、より具体的な対応を検討していかなければならないと思ってます。そのほか町民体育館など公共施設もありますので、その時どう対応しなければならないかというところをですね、対策、訓練に結びつけていかなければならないと思ってます。今年、1月2日に起きた航空機事故の関係についても、やはり日常的な訓練というのが必要で、それがあつたからこそ犠牲者も出さなかったということもありますので、そういうような形にできるように努力をしていきたいと思ってます。今後人口減少とともに、職員数も少しコンパクトにしていかなければなりませんけれども、町民の命と財産を守る防災対策、避難行動について、町としても、町民の皆さんの協力を得ながら進まなければならないと思っていますので、町民のご協力、ご尽力をいただきたいと思ってます。そのうえで町としては、防災体制の強化ということで、今年度、予算措置をしており、4月からの配置にはなっていませんけれども、総務省の地域防災マネージャー制度を活用して、専門的知見のある方を防災担当職員として今年度中には採用して、防災体制の強化を図っていききたいと考えてます。以上、答弁とさせていただきます。

高山議長

四戸議員、最後に、町長の答弁をと言ったんですけれども、副町長の答弁でよろしいですか。

9 番

いいです。

四戸議員

高山議長

はい。それでは9番四戸議員の質問は終了いたします。

以上で通告のありました議員からの質問は全て終了しましたので、日程第5、一般質問を終了いたします。

続きまして、日程第6、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。諮問に当たり、町長の説明を求めます。

町長

諮問第1号、人権擁護委員の推薦について。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。推薦する方でございますが、住所、平取町振内町116番地3、福澤早苗氏、生年月日、昭和47年11月25日、51歳でございます。次のページをご覧ください。経歴概要でございます。福澤早苗氏は平成3年3月に北海道平取高等学校を卒業され、平取町農業協同組合勤務、平成11年から、ご主人の経営する有限会社福澤設備工業に勤務されております。平取町文化連盟理事、平取町生涯学習委員も務められ、平成30年10月から人権擁護委員を務められております。今回3期目として推薦するものでございます。福澤氏は人格、見識高く、広く社会の実情にも通じ、人権擁護について理解があり、小学校などでの人権教室などにも積極的に取り組むなど、適任と考え推薦するものですので、ご意見を賜りたいと存じま

す。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。人権擁護委員として、福澤早苗氏を推薦することとして答申することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、福澤早苗氏を推薦することとして、答申することに決定いたしました。日程第7、議案第1号、固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号、固定資産評価審査委員の選任について、ご説明を申し上げます。地方税法、平取町税条例の規定に基づきまして、平取町固定資産評価審査委員に次の方を選任したいので、同意を求めるものでございます。同意を求める方は、住所、沙流郡平取町字貫気別251番地3、氏名、伊東健一氏であります。生年月日は昭和43年5月7日、56歳でございます。次のページをお開きください。経歴概要は記載のとおりでございます。北海道苫小牧工業高等学校を昭和62年に卒業後、ご実家の農業を継がれ、公職としても平取消消防団員、平取町農業後継者対策協議会委員、平取町総合振興計画審議会委員、平取町社会福祉協議会評議員などを務められまして、平成18年からは、現びらとり農業協同組合理事、平成27年4月からは、同組合の幹事も務められてございます。現委員である粒来委員の後任として選任をさせていただくものでございます。伊東氏は、地方税制にも理解を示し、人格見識も高く、適任者でございますので、選任同意を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第7、議案第1号、固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

休憩いたします。再開は10時45分からということになりますので、よろしくお願いをいたします。

(休 憩 午前 1 0 時 3 5 分)

(再 開 午前 1 0 時 4 5 分)

高山議長

それでは再開します。

続きまして、日程第 8、議案第 2 号、びらとり温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。観光商工課長。

観光商工
課長

議案第 2 号、びらとり温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げますので、議案書 6 ページをお開き願います。びらとり温泉の設置及び管理に関する条例の一部改正を図るものですので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。この条例につきましては、びらとり温泉ゆからと、付随する施設として定められておりますふれあい館、ここにおけます、設置ですとか管理に關することですとか、あと利用料金を定めた条例ということになってございます。改正する内容につきまして、条例の新旧対照表にてご説明申し上げますので、8 ページをお開き願います。表の右側が改正前で現行の条文、左側が改正案でございまして、改正の概要としましては、表の右になります、改正前に記載がございましてふれあい館に関する記載を削除するものでございます。今回の改正理由につきましては、6 月 5 日に開催されました産業厚生常任委員会において、その内容についてお諮りをしたところでございますけれども、現在、びらとり温泉ゆから、それとふれあい館の指定管理者でございまして、株式会社アンビックスからの申し出によりまして、びらとり温泉ゆからに隣接しておりますこのふれあい館につきまして、指定管理者アンビックスの費用負担にて、ゆからの従業員の宿舎として使用できるよう、改装整備を実施したいというものでございます。その経緯でございまして、昨年の 12 月になりますが、アンビックスより、びらとり温泉ゆからの運営における人材確保のため、ふれあい館をスタッフの宿舎として、アンビックスの費用負担において改装、整備を検討したいという見解が町に対して提示がされました。その後、今年の 5 月に入りまして、アンビックスより正式にふれあい館の改装を実施したいという申し出がございました。こういった背景としましては、現在、びらとり温泉ゆからでは、その運営を行うための人員が慢性的に不足をしているという状況がございまして、人員の募集につきましても、適宜、各種媒体で行ってはおりますけれども、応募が少なく、雇入れに限られているため、アンビックスのほうでアパートの借入れをしまして、遠方の人材を雇用しているとしておりますけれども、その場合になりますと、自動車免許を持っていて、なおかつ、車も保有をしているという方に限られてしまうということです。このため、ふれあい館を改修することでスタッフが常駐できるようになり、徒歩圏内で通勤ができるという

ことから、雇用対象の幅が広がり、人材の確保に努めたいという理由からでございます。なお、ふれあい館の改装の内容につきましては、1階につきましては、トイレの改修と目隠し壁の設置、2階部分は炊事場の新設、また壁や窓の改装、照明器具、ドアの交換などが予定をされております。その費用につきましては、約1000万円程度を要するところでございますけれども、びらとり温泉の人材を確保し、継続的に安定した運営を実施するというもので、こちらについては全てアンビックスの負担で実施をするというものでございます。こういった経緯から、今回の条例改正としましては、議案書の8ページにございます、新旧対照表の右側の表になります、改正前に記載されております、ふれあい館に関する条文の第2条と第4条、それから、別表の一部を改正するとなるものでございます。初めに、下段になります。別表（第9条関係）の4にふれあい館の使用料の規定がございます。ふれあい館をアンビックスの職員の宿舎とする場合につきましては、使用料の条文が残っておりますと、そこに不具合が生じてしまうため、使用料の条文を削除し、あわせて第2条のふれあい館、それから、第4条の文言を整理をしまして、ふれあい館については、びらとり温泉の施設に含むという改正をご提案をするものでございます。なお、議案書7ページにつきましては、ただいまご説明申し上げました条文の改正部分、それから、削除部分の記載ということになってございます。説明については以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第8、議案第2号、びらとり温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第3号、財産の取得についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習
課長

はい。議案第3号、財産の取得につきましてご説明申し上げます。議案の9ページをお開き願います。本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、取得する財産が1000万円以上となりますことから、議会の議決を得ようとするものでございます。今回取得する財産は、29人乗りのスクールバス、三菱ローザ1台でございます。取得金額は1087万9910円で、取得の相手方は、三菱ふ

そうトラック・バス株式会社、北海道ふそう苫小牧支店長、音喜多準一氏でございます。取得するスクールバスの運行路線につきましては、貫気別地区から平取中学校に通学する生徒のスクールバスとなっております。現在運行しておりますスクールバスは、購入から１３年が経過しておりまして、走行距離は約４７万キロとなっております、老朽化により、数年前から故障箇所が増えてきておりましたので、今年度当初予算を計上させていただきまして、今回、購入するための手続を進めさせていただいたところでございます。説明は以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に反対討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第９、議案第３号、財産の取得については、原案のとおり可決しました。

日程第１０、議案第４号、町道の認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは、議案第４号のご説明を申し上げますので、議案書１０ページをお開きいただきたいと思います。町道の認定について、次の路線を町道に認定するものとする。新規認定する路線といたしましては、路線番号１９３号、路線名、二風谷萱野線、起点二風谷８０番地３０、終点は二風谷８０番地９です。この件につきましては、６月５日に開催されました、産業厚生常任委員会でご説明を申し上げております。認定見取図でご説明を申し上げますので、１１ページをお開きいただきたいと思います。二風谷萱野線でございますが、下段の表ですけれども、総延長につきましては７３．００メートル、実延長が６７．００メートル、重用６．０メートル、幅員７．０メートルです。当該路線についてはちょうど二風谷山添線の起点から１００メートルほど振内町側に進行し、山側に入る私道でございまして、沿道には６軒の人家があります。現在、４件の居住が確認されておりまして、二風谷自治会のほうから降雨時の雨水対応や、冬季間の除雪など、生活上重要な対応を長年にわたって求められてきたところでございます。このたび、この地先のほうから道路敷地の寄附の内諾をいただいたことから、地域住民の生活上重要な路線としまして、道路法第８条の規定により町道の認定を行いたく、ご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長	説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番千葉議員。
8番 千葉議員	8番千葉です。単純な質問なんですけども、総延長が73メートルで、実延長というのが表示されてまして、それが67メートルで6メートルの差があるんですけども、6メートルの差は何なのかというのを、ご説明いただきたいと思います。
高山議長	建設水道課長。
建設水道 課長	ご説明申し上げます。ただいまのご質問ですけれども、6メートルの差異がございしますが、こちらのほうを表にお示しさせていただいております、重用という部分、これは二風谷山添線の敷地の幅が要は重複しているということです。実延長から重複区間を除く意味合いで記載をさせていただいておりますので、延長の相違が出ているというふうに理解いただければと思います。
高山議長	ほか、ございませんか。質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。 （反対討論なしの声） 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手） 挙手多数です。従って、日程第10、議案第4号、町道の認定については、原案のとおり可決しました。 日程第11、議案第5号、令和6年度平取町一般会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。
総務課長	議案第5号について、ご説明いたしますので12ページをご覧ください。令和6年度平取町一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるものとします。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算にそれぞれ2288万3000円を追加し、予算の総額を67億3088万3000円にしようとするものです。第2項で、歳入歳出予算の補正の区分及び金額等については、第1表、歳入歳出予算補正によるものとしております。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、18ページをお開き願います。上段2款1項9目企画費136万4000円の追加です。これは短期体験型協力隊である、地域おこし協力隊インターンの制度を活用した受け入れについて、問合せが多く寄せられていることから、このたび3名分の予算と、募集経費について補正しようとするものです。その内訳については、7節報償費50万4000円。これは、協力隊に対する日額報償費1万2000円を14日

分、3名分として算出しております。12節委託料42万円。これは、協力隊の活動に係る受け入れプログラムの作成やコーディネート、受け入れ先に委託するもので、日額、委託料1万円を14日分、3名分として算出しております。18節負担金、補助及び交付金44万円。これは、協力隊を募集するに当たり、移住や関わりを持ちたい方と地域をつなぐ移住、スカウトサービスを提供するサイトの3か月間の利用経費を計上しております。これらの財源は、特別交付税で全額措置されるもので、ここでは一般財源として記載しております。次に下段、3款1項1目社会福祉総務費197万円の追加です。10節需用費消耗品費は7万5000円の追加で、これは人権の花運動としての取り組みで、町内各小中学校において、児童生徒が花を育て、思いやりや命の大切さを学ぶことを目的に実施するもので、プランターやプラカード、肥料入りの土の購入経費を計上しております。また、15節原材料費もこの事業の取り組みで、花の苗代として350本分、2万5000円の追加です。なお、この取り組みは法務省の人権啓発活動地方委託事業に応募したところ採択されたため、予算を補正し実施しようとするものです。財源は全額国庫委託金が交付されます。12節委託料ですが187万円の追加です。これは国の低所得者支援及び定額減税調整給付金の支給のために実施するシステム改修委託料の補正となります。令和6年度に新たな住民税非課税世帯、給付が行われる給付金システムの改修に55万円。同じく、新たに住民税均等割のみの課税世帯への給付金のシステム改修に55万円。定額減税がしきれないと見込まれる方への調整給付金のシステム改修に77万円を計上しております。財源は全額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しております。19ページをお開き願います。上段3款1項2目老人福祉費18節負担金、補助及び交付金841万円の追加です。これは平取福祉会への補助でありまして、新型コロナウイルス感染症対策として、利用者受け入れを制限した影響により収入減となったことへの財政支援額508万6000円。その算出対象としましては、平取かつら園の入所制限日数65日分、ショートステイ制限日数232人分、デイサービスセンター制限人数227人に対してサービス利用平均単価を掛けて算出しております。これに加えて、こころのホームふれないの運営上生じた収支、不足額への財政支援額が332万4000円という内容です。財源は全額一般財源となります。次に、下段3款1項4目福祉施設費10節需用費修繕料220万円の追加です。これはびらとり温泉ゆからの温泉水をろ過するためのろ材交換費用でありまして、浴槽内の水質数値に異常が見られるようになってきたことから、交換しようとするものです。財源は全額一般財源となります。次に、20ページ上段です。5款1項2目農業振興費18節負担金、補助及び交付金34万8000円の追加です。これは、国の有機農業推進政策に基づき、新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対し、その生産開始に必要な経費を実施面積に応じ、10アール当たり2万円を支援する事業ですが、国が実施した要望調査により、町内で1件の要望があったため、対象面積174.1アールに対し、間接補助

の形で補助するための補正となります。財源については全額、有機転換推進事業道補助金を充当いたします。次に下段６款２項１目観光振興費８５９万１０００円の追加です。１１節役務費手数料については、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化に合わせ、機運向上とＰＲのため、懸垂幕、ポスター１００枚、チラシ５０００枚、クリアファイルやキーホルダーなどのノベルティ１０００個の制作手数料として８９万１０００円を計上しております。財源は一般財源となります。１８節負担金、補助及び交付金、これは平取町における新たな特産品の開発のため、平取観光協会が事業主体となって、野生のホップを活用したクラフトジンの商品化に取り組むための費用を補助しようとするもので、先に、一般財団法人地域総合整備事業団のふるさとものづくり支援事業補助金の申請を行っていたところ、採択されたことから予算を追加しようとするものです。歳出は２７０万円で、その全額に当該補助金を充当いたします。２０節貸付金５００万円の追加です。当町にはアイヌ文化関連施設など、観光資源は多く存在するものの、訪れるための交通手段が乏しいことから、このたび、びらとり二次交通実証運行協議会を設置し、その協議会において国土交通省の共創モデル実証運行事業補助金の申請を行っていましたが、このたび採択されることとなったものです。本協議会には、補助金以外の財源がなく、補助金が交付されるまでの間の資金が不足するため、町より５００万円の貸付けをしようとするものです。事業終了後に全額償還されるため、一般財源は発生しません。歳出については以上です。次に、歳入についてご説明いたしますので１５ページをお開きください。上段１５款２項１目総務費国庫補助金１節総務費総務管理費補助金についてです。これは歳出１８ページ下段の１２節委託料でご説明申し上げました、低所得者支援及び定額減税調整などの給付金支給のため、システム改修委託料に対する国庫補助金で１８７万円、全額に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されます。次に、下段１５款３項２目総務費国庫委託金３節社会福祉費委託金についてです。これは、歳出１８ページ下段の１０節と１５節でご説明申し上げました、人権の花運動の取り組みに対する法務省所管の国庫委託金で、歳出額１０万円全額が人権啓発活動地方委託事業交付金として交付されます。次に、１６ページ上段１６款２項４目農林水産業費道補助金１節農業費補助金についてです。歳出２０ページ上段でご説明申し上げました３４万８０００円について、その全額が有機転換推進事業補助金として交付されます。次に、下段２０款１項１目１節繰越金についてです。これは歳出の補正額から特定財源を差し引いた一般財源合計額１２８６万５０００円を繰越金に求めるものです。次に、１７ページ上段２１款３項１１目諸協議会事業貸付金として、目を追加し、１節びらとり二次交通実証運行協議会貸付金元金収入として５００万円を計上しております。これは歳出２０ページ、下段の２０節貸付金でご説明申し上げました、びらとり二次交通実証運行協議会への貸付金の償還額５００万円を計上しております。次に、下段２１款４項１目２節雑入についてです。これは歳出２０ページ下段の１８節平取町ふるさともの

づくり支援事業補助金に対し、一般財団法人地域総合整備事業団から交付される、ふるさとのづくり支援事業補助金270万円を計上しております。以上、議案第5号のご説明とさせていただきましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番中川議員。

2番
中川議員

2番中川でございます。18ページ、総務費、総務管理費、企画費の中で協力隊についてのことだと思います。多分先ほどの説明の中では、大学生が2人ほど予定しているということなんですけども、この大学生、何の協力隊にしたいのか、その辺もうちょっと詳しくお聞かせ願えないかなというふうに思います。

まちづくり課長。

高山議長
まちづくり
課長

はい。ただいまの質問にお答えしたいと思います。まず地域おこし協力隊のインターン制度というのが令和3年に出来てまして、お試しとって、日にち単位で日当を受け入れ側にだけ予算がつくものと、あと、インターン制度とって2週間から3か月間、お試してみたいな形で受入れが可能という制度が新たに出来ています。これを、今年度地域おこし協力隊をいきなり本隊で雇うと、1年間居てくれないと交付金措置されないということで、ちょっとお試してから、制度が出来たので、そのインターンを導入してみようということで、今年当初予算で、農業支援員の部分ですとか、あとうちの高校魅力化の関係ですとかで、若干予算をとっていました。そちらについて問い合わせもあって順調に応募があったというところです。今現在もこのインターン制度がそういった形で総務省の募集のサイトに載っていますから、既にそういう形で、既存予算のほうで少し手が挙がったということと、今お話があったとおり大学生もこのインターン制度は対象になっているということで、今、若い方から数件このインターン制度で平取に来れないかということで、2週間程度ということで、問い合わせが幾つか来ているということです。で、せっくなのでこれに應えていこうということで、今回交付税措置もされるので補正をして、ぜひ受入れたいということで、提案させていただいたという内容になります。以上です。

高山議長

2番中川議員。

2番
中川議員

はい、分かりました。であれば、もし、この平取町が良くて、その子がここで協力隊としてやっていきたいというふうになれば、そこで新たに協力隊という制度を持つという形なんではないでしょうか。ちょっとそこ教えてもらいたいです。

高山議長	まちづくり課長。
まちづくり課長	はい、お答えします。インターン制度ですとまずお試しなので、住所とか移すという要件なく、まずは入って来ることが出来ます。2週間とか、最低3か月、例えば平取にいて、いろいろ平取に携わる業務や体験をしていただいて、協力隊としてぜひ来たいってなればそのような形で、協力隊員として、平取に来ることができる、都市要件があるんですけど、そういう場所からの方であれば、採用可能というような流れになります。以上です。
高山議長	2番中川議員。
2番中川議員	協力隊についてですね、各自治体でなかなか協力隊制度とうまくいっていないということが多いというふうに思われます。それは各協力隊さんたちの思いと、町の、町といいますか、各自治体の思いがなかなか合っていない。それでその地域を離れていく方が多いというふうに、聞いておりますのでね、その辺をうまく、何ていうか、思いを寄せながらね、居てもらうような形をとってもらう。これからこの協力隊という制度をね、大事に持っていつてくれたらなというふうに思いますので、その辺よろしく願いいたします。
高山議長	まちづくり課長。
まちづくり課長	はい。ありがとうございます。今おっしゃっていただいたとおりの課題があるというふうに国も認識をしていて、地域おこしについても、お試しとかインターンという制度が出来てきたものだと思っております。それでうちの町もそれを導入して、本当に最初から地域おこし協力隊として、本隊として来ていただくよりは、まずは見ていただいてというところから始めて、来てくださる方の理想と現実の違いみたいな、そういったところを埋めるということにも役立つ制度だと思うので、こういったことを活用しながら、ご指摘の部分を解消するように努めていきたいと思います。ありがとうございます。以上です。
高山議長 員	ほか、8番千葉議員。
8番千葉議員	8番千葉です。20ページの6款2項1目20節の貸付金について伺いたいと思います。びらとり二次交通の実証運行ということでありますけども、ちょっと詳細分からないものですから、この実証運行する期間とか、あるいはどこからどこまでなのか、あるいは詳細がちょっと私、情報つかんでいないものですから説明いただきたいのと、その実証運行が終わった後の成果というんですか、それはきちっと公表していただけるのかも含めて、ご説明いただきたいと思います。

高山議長

観光商工課長。

観光商工
課長

はい、お答えいたします。このびらとり二次交通実証運行事業につきましては、補助事業ということで手を挙げて採択をされたということでございまして、計画の中でお示しさせていただいたのが、平取と千歳のエリアを結ぶような形での運行ということで計画をしているところでございます。振内から二風谷、本町を経由しまして千歳に行くということでピストンするような形で、地元の方も使っていただけるですとか、あとこちらに来られる、来訪される方も使っていただけるということで考えてございます。実施する期間なんですけれども、現在この事業ですね、補助申請をしている最中、計画のほうは採択はされているんですけれども、補助申請を今やりとりしている最中でございまして、その計画の中では、9月の18日から11月3日の期間、この中で土日と祝日、平日につきましては、月曜日と、水曜日、金曜日、ということで火曜日と木曜日は運行しないという形で、予算の事業費の関係もございまして、運行日数としては、34日間運行ということで計画をしているというところでございます。期間については本当に短い期間ということの実証運行になるんですけれども、実際その中でこういった乗車の状況があったですとか、こちらに来訪されているような状況とかもですね、どこから来られたですとか、そういった検証の部分も当然させていただいて、その後の、地域交通のほうにつなげられればというふうに考えております。実際そういった検証の結果につきましても、ちょっとこういった機会でご報告できるかという部分はございますけれども、常任委員会等で実際事業が終わった後に、その評価、検証についてご報告できればというふうに考えてございます。以上でございます。

高山議長

8番千葉議員。

8番
千葉議員

内訳、ありがとうございます。いろいろ詳しくありがとうございます。それで期間がね、30何日か4日間って言いましたか。ええ。これだけで実際の実証運行としてどうなのかなっていうふうに私は思ってます。というのは、例えば冬季間は実際どうなのかな、あるいはゴールデンウィークから夏休みに入る8月の間どうなのかなって、やっぱり思っちゃうわけですね。この期間だけの実証運行で、将来につながるような、平取町に来ていただくための手段もそうですし、それから町民が千歳空港を介して千歳まで行けば、札幌までも結構容易に行けますから、その実証としてはやっぱり、これだけで私は終わってもらいたくないなというふうに考えているんですね。確かに予算の面があって、これは国費として最後交付されると思うんですけども、実際の実証運行というのは、やっぱり季節四季を通じてですね、やっぱりちゃんとしたデータを構築していく、それによって将来の平取町の交通網の在り方はどうなのかということにつながっていくもんですから、その辺もご検討いただけないのかなあと、

今後の課題ですけれどもそういうふうに思ってますけど、いかがでしょうか。

高山議長

観光商工課長。

観光商工
課長

はい、お答えいたします。この事業のご説明を常任委員会でもさせていただいた際にも同じような懸念がございまして、我々のほうも本当に短い期間ということではどこまで検証できるのか、という状況を押さえているところでございますけれども、この事業はまた来年も恐らくあるのではないかとということで、国交省のほうの担当の方にお話も伺っておりまして、まず今回につきましては500万円というところが定額補助というのもございまして、町の負担なくできるということで、まず、取りかかるという意味合いで手を挙げさせていただきました。今回、短い期間ですけれども、まずやってみて、来年500万円以上の部分については、ある程度、町の負担も出てくる事業の組み立てになっていますけれども、そういったことも勘案して来年度以降、もっと長い期間、通年でできるかどうかというのを踏まえて、この事業、ほかにもこういった事業あると思いますので、いろんな事業を検討させていただきながら、実証、検証をさせていただければというふうに考えております。以上です。

高山議長

ほか、質疑ありませんか。1番井澤議員。

1番
井澤議員

1番井澤です。歳出の20ページの下段、18節の平取町ふるさとのづくり支援事業補助金の中で、説明では、平取町観光協会が行う野生ホップを利用したクラフトジンを製造するということの事業へ補助をするということですか。これについては、観光協会が行う、この補助金270万円は、費用の全額なのか、一部町からの、いや、補助金を回すってということなのかということが一つと、これは総合計画に載っていたものかということが一つと、これは単年度だけのことで、継続することが可能なかということについてお伺いしたいと。

高山議長

観光商工課長。

観光商工
課長

はい。お答えいたします。ふるさとのづくり支援事業ということで、クラフトジンを新たな特産として商品化を目指すということで補正予算を計上したところでございます。実際の事業費といいますか、補助の申請をした事業費につきましては300万円になります。このうち、9割が補助金ということになっておりまして、270万円が補助金としていただけるということになります。30万円の差額につきましては、こちらについては観光協会が負担をするということでございまして、町からは一旦補助金分の270万円を補助しますけれども、入ってくる補助金については、また町に入れるということですので、町の一般財源の支出は、ないということになります。それから、今後の展開とい

うことになりますけれども、この事業については、まず商品化を目指すための試作品を作るための助成ということで伺っておりまして、実際今回やってみて、販売ベースに乗れるということであれば、補助なく、実際、今回試作したものを継続して作っていくということになりますので、事業自体は来年もあるとは思いますが、事業の性質上、新たに特産品をつくるための試作を行うための費用ということになっておりますので、今回はこういったものを、事業を使って作ってみて、実際販売ベースに乗せていきたいということでございます。以上でございます。はい。総合計画の点でございますけれども、こちらにつきましては当初の予定には載せてございまして、計画書を出させて提出をした段階で、採択をされたということの時点からの動きということでご理解いただければというふうに思います。以上でございます。

高山議長

1 番井澤議員。

1 番
井澤議員

1 番井澤です。報道によりますと道内でいろんな種類が開発されているというか、販売されて、製造されているところなんです、クラフトジンというかジンについても、報道の中でも、道内各地で私の知るところでは5、6か所、いろんなその風味のジンが発売、エリア開発されているというようなことがありますけれども、この野生ホップを利用するというのは、平取町内は、道端とか隣地とかで、野生ホップを多く見かけるところでありますので、量としては確保できると思いますが、この野生ホップ利用については、他の地区、道内他の地区でも、この野生ホップを利用したクラフトジンの開発に取り組んでいるところはあるんでしょうか。

高山議長

観光商工課長。

観光商工
課長

はい。お答えいたします。野生のホップ、カラハナソウというものになりますけれども、実際ほかの地域でもですね、同じようにこういった野生のホップ、というものを使ったジンというのがあるということで伺っているところでございます。今回、野生のホップも使うんですけれども、いろんなものをフレーバーとして試して作ってみるという意図もございまして、その中でアイヌの人たちがこれまで活用されてきた有用植物と言われております、例えばキハダですとか、そういったものも、ヨモギなんかも含めて、フレーバーとしてどうなのかというのあわせて実験をしながら、アイヌ文化と絡めたような形の、ジン、お酒造りというものもこの事業の中でやっていければというふうに伺っているところでございます。

高山議長

ほか。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 11、議案第 5 号、令和 6 年度平取町一般会計補正予算第 1 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 12、議案第 6 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

はい。それでは、議案第 6 号、工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。本日、お配りさせていただきました、議案第 6 号をご覧いただきたいと思います。工事請負契約の締結について次のとおり工事請負契約を締結するものとする。工事名につきましては、貫気別小学校暖房改修工事、工事場所、沙流郡平取町字貫気別 91 番地 6、工事の概要といたしましては、暖房器具の改修一式でございます。現在小学校の暖房につきましては、集中暖房であることから、個別暖房へ改修するものとなります。請負金額ですけれども、6380 万円。受注者、請負契約者につきましては、沙流郡平取町字荷菜 40 番地 6、株式会社小林組、代表取締役、小林史明氏であります。本工事における入札参加者は、受注者のほか、株式会社五十嵐工業、有限会社楠建設、日新建設株式会社の 4 社でございました。なお、工期への終わりにつきましては、令和 6 年の 11 月 30 日としております。また参考といたしまして落札率は 98.8%でございます。この工事につきましては、6 月 20 日に入札を執行いたしましたが、予定価格 5000 万円以上の工事であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 12、議案第 6 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決いたしました。

日程第 13、議案第 7 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

はい、引き続き申し訳ございません。本日お配りしました、議案第7号をご覧いただきたいと思います。議案第7号、工事請負契約の締結について次のとおり、工事請負契約を締結するものいたします。工事名、平取町簡易水道本町地区緑ヶ丘送水ポンプ場更新工事、工事場所、沙流郡平取町本町116番地4、こちらにつきましては、本町平和塔の南東方向に既存の施設がございますが、その隣接の箇所となります。工事概要でございますが、ポンプ場鉄筋コンクリート造、地上1階・地下1階、延べ床面積32.2平方メートル、ポンプ場建築躯体及び配管土木工事の一式、ポンプ場機械設備電気設備工事一式となります。工事概要としまして、詳細にお伝えさせていただきますと、機械設備としましては、除湿器を2台、それから電気計装としましては、外溝の配線となります。また、配管となっておりますけれどもこちらは、配水地からの送水管を事前に敷設しようとするもので、配管工事を今回の工事としてございます。この事業につきましては、令和6年度から3年計画で、事業費約1億700万円を見込みまして緑ヶ丘の送水ポンプ場の更新を計画するものでございます。請負金額につきましては、5274万5000円となります。請負契約者は沙流郡平取町本町44番地、株式会社五十嵐工業、代表取締役五十嵐千津雄氏でございます。本工事における入札参加者は、受注者のほか、有限会社楠建設、株式会社小林組、日新建設株式会社の4社でございます。なおこの工事の終了時期につきましては、令和7年3月17日としております。また参考といたしまして、落札率につきましては、96.1%でありました。なおこの工事につきましては、先ほどの工事同様6月20日に入札を執行いたしましたが、予定価格が5000万円以上の工事であることから、議会の議決及び議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。以上、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番千葉議員。

8番
千葉議員

8番千葉です。工事請負契約の締結については何もないんですけども、この2つ合わせて1億円以上の発注になりますよね。当日配付もいいんですけども、もっとこう何ていうかな、バランスよく、我々に情報伝達、欲しいなと思って。多分、入札が20日ですか、ということもあって時間的なものもあったのかなと思うんですけども、当日入るっていうのはできるだけなくしていただきたい。情報提供をできるだけ早く、多分、事務的なことはそんなにかけられないと思うのでね、これからのお願いですけども、大変大事な入札で、金額も高額ということもありますので、その辺を踏まえて今後ひとつ対応していただきたいなというふうに思ってますけど、いかがでしょうか。

高山議長	建設水道課長。
建設水道課長	はい。今のご質問にお答えさせていただきます。千葉議員ご指摘のとおり、入札の日程等の調整が前後してしまったということで、本来であれば6月19日の議会運営委員会のほうで、最低でも説明させていただかなければならないという案件ではあったんですが、予定を立ててしまってから、申し訳なかったんですけども、その辺で手違いが生じてしまったということで、今回は申し訳なく思っておりますので、以降、そのようなことのないよう進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。
高山議長	ほか質疑ございませんか。質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。 （反対討論なしの声） 反対討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手） 挙手多数です。従って、日程第13、議案第7号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決いたしました。 日程第14、報告第1号、専決処分報告について、説明を求めます。税務課長。
税務課長	報告第1号、専決処分報告についてご説明申し上げます。議案書21ページをご覧ください。報告第1号、過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めようとするものであります。次のページをご覧ください。令和6年、専決処分第1号、過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正につきまして、令和6年3月29日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。今回の改正は、過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正が令和6年3月30日に公布、同年4月1日から施行されたことによって、町条例についても改正の必要が生じ、一部を改正したものでございます。それでは本日お配りしました資料のほうで説明させていただきたいと思っておりますので、お配りしました資料のほうの1ページのほうをご覧ください。こちらのほうで改正する条例の概要について説明させていただきたいと思っております。資料のほうの中段にございます内容というところになりますけれども、こちらのほうをご覧ください。まず、1の改正点の概要になります。今回改正する条例につきましては、令和3年に制定したものと なりまして、その内容につきましては、平取町過疎地域持続的発展市町村計画

において定めた対象となる業種の事業用設備を取得した場合において、固定資産税の課税を免除ができるとしたものでございますけれども、この効力につきましては令和6年3月31日に失効するというふうに規定されていた条例でございます。今回の改正では、法律の改正に合わせて、失効日を3年間延長し、令和9年3月31日として改正するものでございます。次に2番、対象の業種と、3番、課税を免除する期間につきましては、記載のとおりでございます、今回の改正で変更はございません。それでは議案のほうで、条例の改正箇所について説明させていただきたいと思います。議案の24ページをお開きください。24ページ、新旧対照表のほうになりますけれども、右が改正前、左が改正後でありますけれども、改正した箇所につきましては、附則の第2項の下線部分である令和6年3月31日を令和9年3月31日に改正したものでございます。議案1ページ、お戻りいただきまして、23ページをご覧ください。この一部を改正する条例の施行日につきましては、令和6年4月1日を公布及び施行として取り進めているところでございます。以上で一部を改正する条例の説明を終了させていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

高山議長

はい。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で、日程第14、報告第1号、専決処分報告についてを終わります。

日程第15、15号、報告第2号、専決処分報告についてを、説明を求めます。
税務課長。

税務課長

報告第2号、専決処分報告についてご説明申し上げます。議案書の25ページをお開きください。平取町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めようとするものであります。次のページをご覧ください。令和6年専決処分第2号、平取町税条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年3月29日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。今回の改正につきましては、地方税法及び地方税法施行例さらに関係政令と省令等が改正され、3月30日に公布、同年4月1日から施行されたことにより、条例を改正する必要が生じ、専決処分をしたものでございます。それでは、本日お配りした先ほどの資料、こちらの裏面の2ページ目をご覧ください。こちらのほうで概要を説明させていただきたいと思います。資料の中段にございます、内容の部分をご覧ください。改正点の概要になりますが、今回の改正は多岐にわたっておりますので、主要な部分について説明させていただきたいと思います。まず、1. 職権による減免を可能とする規定の追加ですが、こちらは、災害等の影響を考慮したものと推察しますけれ

ども、税の減免に該当することが明らかと認められる場合は、町長が職権で減免ができるとした改正でございます。次、２．個人住民税の定額減税の実施につきましては、社会情勢的に話題となっております、定額減税となりますけれども、内容としましては、ここの（１）にまず、令和６年度住民税の所得が１８０５万円以下の場合、所得割の課税額から、①としまして、本人は１万円。②としまして、控除対象配偶者または扶養親族１人につき１万円を控除として減税するものでございます。その下の（２）実施方法につきましては、①給与所得の特別徴収の場合は、６月分は徴収せず７月分以降から減税額の減税後の額を１１か月にならして徴収するというふうにしてございます。次に②公的年金等に係る所得の特別徴収、こちらにつきましては、１０月支給分の特別徴収額から控除し、控除しきれない額があれば、１２月分以降から順次控除するとしてございます。次に③普通徴収につきましては、当町の集合市税の第１期分、住民税から控除し、控除しきれない部分については、第２期分以降から順次控除するとしてございます。なお、今回の減税につきましては、所管外にはなりませんけれども、所得税の１人３万円の減税と、減税しきれない額がある場合は給付という形で、実施されることを補足させていただきます。次に３．固定資産税の特例措置の追加になります。固定資産税における地方税特例措置、こちらにつきまして、特定バイオマス発電設備に対する軽減の割合、こちらを７分の６というのを追加して、さらに、現行の規定でございます一体型滞在快適性等向上施設、こちらに対する固定資産税の軽減割合を３分の２から２分の１に改正するものでございます。次に４．新築認定長期優良住宅特例に係る申告の見直しになります。こちらは、新築の認定長期優良住宅の固定資産税の減額措置について、区分所有住宅の管理者から提出があった場合、こちらの要件に該当すると認められれば、所有者から書類の提出を受けることなく、特例措置を適用できるというふうにした規定の創設でございます。次に５．固定資産税の負担調整措置等の延長になります。こちらは、現在３年ごとに、固定資産税の評価替えを行っておりますけれども、この評価替えに伴って、土地価格の上昇によって負担が急増した場合、減税調整措置を行うとした規定でございますけれども、この対象年度を、令和９年の次回の評価替えに合わせて、年度更新をするものでございます。補足としまして、今現在土地価格の上昇というのは平取町内では認められないため、該当はないということになってございます。以上が主な改正点でございますが、具体的な議案のほうで、改正箇所を説明させていただきたいと思っております。議案に戻しまして、３７ページを、新旧対照表をご覧ください。報告第１号と同じく、右が改正前、左が改正後であります。まず、最初に記載しております第５１条、こちらにつきましては、先ほどの資料にありました、町民税を職権で減免を可能とする改正でございます。その次、真ん中ほどにございます、第６３条の２、こちらにつきましては、今回条例を整理する中で、参照している法律の年号と番号の表記に漏れを確認したことから、今回あわせて追記するものでございます。内容については特に変更はござ

いません。議案を1枚めくって38ページをご覧ください。最初の第71条、こちらは、第51条の改正と同様になりますけれども、こちらは固定資産税を職権で減免を可能とする規定でございます。次に真ん中ほどにありますけれども、第139条の3、こちらになりますけれども、こちらは特別土地保有税を職権で減免を可能とする規定でございます。同じページ38ページの下側に2行になりますけれども、こちらに附則がございます。この附則からは、ここからが定額減税に関連した条文の追加というふうになってございます。最初の第7条の5、こちらにつきましては、定格減税の対象と、その方法に関する規定を新たに新設するものでございます。その次の39ページの中ほどには第7条の6、こちらがございまして、ここから長くなりますので少し飛びまして、ここから42ページ目まで包括します。先ほどの第7条の6から、この中ほどまでにかけて納税の各納期における控除の方法に関する規定を創設しているものでございます。そして同じく42ページの中程に第7条の7、こちらがございまして、ここからちょっと少し飛びまして47ページ目まで飛ばしてご覧ください。47ページでは先ほどの第7条の7から、この47ページ目の2行目にかけてまでになりますけれども、こちらは公的年金等の特別徴収に係る減税規定を新たに新設するものでございます。次に同じ47ページの3行目から記載してございます。第7条の8、こちらにつきましては、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合、令和7年度分の住民税から控除するとした規定でございます。次にその下、第8条になりますけれども、こちらは肉用牛の売却に伴う課税の特例という現在の規定がありますけれども、こちらは今回、計画減税を行う場合は、この課税の特例を適用してから減税を行うという読替えの規定でございます。次に同じ47ページ目の1番下の2行目に第10条の2がございまして、こちらにつきましては48ページ目をご覧ください。48ページ目の2行目に、第14項を追加してございます。この第14項につきましては、先ほど資料で説明しましたバイオマス発電設備に対する特例措置の規定が、ここで追加しているものでございます。その下、第15項から第23項までは、法改正で追加したことによって項にずれが生じたので、こちらを整理するものでございます。同じ48ページ目の下のほうにある24項の部分をご覧ください。こちらの24項につきましては先ほど資料で説明しました、一体型滞在快適性等向上施設に対する特例割合の変更の改正でございます。その下、以下25項から28項までについては、項ずれの整理としているものでございます。次に49ページ目をご覧ください。上から6行目の第10条の3第3項、こちらにつきましては、先ほどの資料で説明しました新築認定長期優良住宅特例に係る申告の見直し、こちらの規定の部分でございまして、それ以降の第4項から50ページにかけますけれども、50ページの第14項、こちらまでは項番号と法律の参照先のずれの整理としているものでございます。次に51ページ目をご覧ください。51ページ目の5行目の第11条、こちらからになりますけれども、ここからまた少し飛びまして54ページ目をご覧ください。

ださい。この５４ページ目の第１５条、こちらまでとなりますけれども、こちらが先ほど資料で説明いたしました固定資産税の負担調整措置等の延長に関する年度の更新、こちらがここに当たるものでございます。次に５５ページ目の最初をご覧ください。５５ページ目の最初に、第１６条の３から少し飛びまして、最終の５８ページ目をご覧ください。最終の５８ページ目までとなる第２０条の３までが、定額減税に関連した引用条文の整理をするものでございます。以上が改正部分の説明で、説明のページを戻りますけれども、３６ページ目をお開きください。３６ページ、平取町税条例の一部を改正する条例の附則になりますけれども、この条例につきましては令和６年４月１日を施行日として取り進めているものでございます。以上で報告第２号の説明を終了させていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。以上で、日程第１５、報告第２号、専決処分報告についてを終わります。

休憩します。再開は１時ということで、休憩に入りたいと思います。

（休 憩 午後０時０１分）

（再 開 午後０時５８分）

高山議長

それでは若干、１、２分早いんですけれども、午後の再開をいたしたいと思います。

それでは午前に引き続き、日程第１６、報告第３号、繰越明許費繰越計算書一般会計の報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第３号、繰越明許費繰越計算書一般会計についてご報告いたしますので、議案書５９ページをお開きください。地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、繰越明許費繰越計算書を作成し、報告するものでございます。６０ページをご覧ください。繰越事業に係る各事業の内容については、予算計上時点におきまして既にご説明申し上げておりますので、省略させていただきますが、令和５年度予算の一部を令和６年度に繰越した事業につきましては、全部で１０事業となっております。翌年度への繰越額の総額は合計で１億７１２６万円となり、その財源内訳については未収入特定財源として、国道支出金が８５３８万２０００円、地方債が７５８０万円、町の一般財源は１０００とんで７万８０００円となっております。この１０事業は、いずれも令和５年度末までに事業を完了することが出来なかったことから、地方自治法第２１３条第１項において、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰越して使用

することができるとの規定に基づき、この予算を令和６年度に繰越したものでございます。以上、報告第３号についてご報告させていただきましたので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。以上で、日程第１６、報告第３号、繰越明許費繰越計算書、一般会計の報告についてを終わります。

日程第１７、意見書案第１号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施設の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。提出議員からの説明を求めます。３番松澤議員。

３番
松澤議員

はい。ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）をもとに説明をさせていただきます。本道の森林は全国の森林面積のおよそ４分の１を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。記、１、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。２、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ＩＣＴ等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。令和６年６月２６日、平取町議会議長高山修、提出議員、松澤以久子、賛成議員、木村英彦、中川嘉久、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。以上です。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

なしと認めます。それでは、採決を行います。本意見書案について、原案のと

おり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第17、意見書案第1号については、原案のとおりとすることに決定しました。

日程第18、意見書案第2号、生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書(案)の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。3番松澤議員。

3番
松澤議員

はい、議長。生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書(案)に基づいて説明をさせていただきます。現在、我が国では、乳幼児に対する母子保健法に基づく歯科健診や小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒に対する学校保健安全法に基づく歯科健診等は実施が義務づけられているものの、40歳、50歳、60歳、70歳の者に対する健康増進法に基づく歯周疾患検診や、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者歯科健診など義務づけがされておらず、成人期以降の受診体制は十分とは言えない状況にある。令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)の具体的な検討」を行うことが初めて盛り込まれたことにより、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待される。よって、国においては、「歯科口腔保健の推進に関する法律」の改正などにより、生涯を通じた歯科健診の法制化を早急に進めるとともに、次の事項について措置を講ずるよう強く求める。記、1、いわゆる国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させること。2、いわゆる国民皆歯科健診の実現に関しては、国において十分な財政措置を講ずること。3、いわゆる国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や、健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のため、ひいては、全身の健康につながるよう、総合的な取組を推進すること。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。提出議員、松澤以久子、賛成議員、井澤敏郎、四戸正彦、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)です。

高山議長

はい。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案の

とおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第18、意見書案第2号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。

日程第19、陳情第1号、地方財政の充実・強化に関する意見書の採択を求める陳情について、日程第20、陳情第2号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の採択を求める陳情について、日程第21、陳情第3号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の採択を求める陳情について、日程第22、陳情第4号、2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める陳情について、以上4件を一括して、議題とします。この4件の取扱いにつきましても、さきに開催の議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について、議会運営委員長より報告願います。3番松澤議員。

3番
松澤議員

提出されました陳情4件について、6月19日に開催しました議会運営委員会で協議をした結果、次のとおり常任委員会に付託して審査をすることで意見の一致を見ています。陳情第1号、第2号、第3号、この3件については、総務文教常任委員会への付託、陳情第4号については産業厚生常任委員会への付託としておりますので、議長よりお諮り願います。

高山議長

お諮りします。ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、陳情第1号、第2号、第3号については総務文教常任委員会に、陳情第4号については産業厚生常任委員会にそれぞれ付託し、審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号、第2号、第3号については総務文教常任委員会に、陳情第4号については産業厚生常任委員会に付託し審査することに決定いたしました。

日程第23、承認第1号、平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。お諮りします。別紙のとおり、関係議員を公務出張派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、日程第23、承認第1号については、別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することに決定いたしました休憩します。お

(休憩 午後1時12分)

(再開 午後1時14分)

再開します。お諮りします。承認第2号、閉会中の継続調査及び審査の申し出

についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、承認第 2 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、承認第 2 号、閉会中の継続調査及び審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員長、各常任委員長及び各特別委員長から、それぞれの委員会においての所管事務調査及び陳情等について、閉会中に継続調査及び審査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配付したとおりです。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続調査及び審査を実施することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続調査及び審査を実施することに決定をいたします。

本定例会に付された事件の審議状況を報告します。諮問 1 件で答申 1 件、議案 7 件で同意 1 件、原案可決 6 件、報告 3 件で承認 2 件、報告 1 件、意見書案 2 件で原案可決 2 件、陳情 4 件で、委員会付託 4 件、承認 2 件で決定 2 件となっております。

以上で全日程を終了しましたので、令和 6 年第 3 回平取町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(閉 会 午後 1 時 1 7 分)